

平成 20 年 9 月

輸入業者各位

平成 20 年 10 月 1 日以降における  
旧 JIS マーク製品等の輸入・販売に関する注意事項について  
(再周知)

平素より経済産業政策にご理解をいただき、ありがとうございます。

さて、本年 2 月にも御連絡致しましたが、平成 20 年 9 月 30 日をもって、新 JIS マーク制度<sup>(注)</sup> 導入に伴う経過措置期間が終了します。製造業者等が平成 20 年 10 月 1 日以降に旧 JIS マークを製品等に付すことは認められず、そのような製品等を輸入し、販売した輸入業者は工業標準化法違反を問われる可能性がありますのでご注意ください。

なお、平成 20 年 9 月 30 日までに旧 JIS マークが付された製品等を 10 月 1 日以降に輸入・販売することについては合法であると解釈しておりますので、併せてお知らせ致します。

当省は、経過措置期間終了後も JIS マークの表示を希望する海外の旧 JIS 認定事業者に対し、新 JIS 認証の取得を促してまいりました。JIS マーク品を輸入される事業者におかれても、JIS マークを引き続き必要とされる場合は、可能な範囲でお取引先の海外 JIS 認定業者等に新 JIS マーク制度への対応状況をご確認いただけると幸いです。

(注)新 JIS マーク制度

平成 16 年 9 月、国際整合化を図るとともに、制度の柔軟性を高める等の観点から工業標準化法が改正され、平成 17 年 10 月にマークのデザインを一新した新しい JIS マーク制度がスタートしました。平成 20 年 9 月 30 日には、制度の円滑な移行を図る観点から設けられた経過措置期間が終了し、以降、新たに旧 JIS マークを表示することは認められなくなります。

(新 JIS マーク制度に関する詳細は、日本工業標準調査会ホームページ [http://www.jisc.go.jp/newjis/cap\\_index.html](http://www.jisc.go.jp/newjis/cap_index.html) 等をご覧ください。)

＜＜本件に関するお問い合わせ先＞＞

経済産業省 産業技術環境局 認証課  
担当 吉田、富永(03-3501-9473)